

上海駐在員事務所だより

2009年 年末号



10月29日、30日に開催された「日本食品展示商談会 in 上海」の様子

目次

- I. 調査レポート～人民元貿易決済の開始について
- II. コラム～中国建国60周年と上海の発展

調査レポート

人民元建て貿易決済の開始について

1. はじめに

中国は今年7月に、香港、マカオおよび東南アジア諸国連合（アセアン）との貿易取引の人民元建て決済を、上海市および広東省内の4都市に限定して試験的に解禁した。世界最大の外貨準備を保有し、実質GDPでも間もなく日本を抜いて世界第2位に浮上しようとしている中国が、法定通貨である人民元を国際的な決済通貨に成長させていく第一歩となるのではないかと、注目を集める出来事となった。

しかし、取扱いを認められた企業および金融機関が限定されていることや、関連する手続の整備が完全でないこと等の理由により、利用実績はそれほど多くないのが現状である。今回は、人民元建て貿易決済の制度および利用状況等についてレポートする。

2. 人民元建て貿易決済の概要

(1) 人民元建て貿易決済の開始に至る経緯

中国ではこれまで、ロシアやモンゴル、ベトナム等周辺国との国境貿易における例外を除いて、人民元による決済を禁止してきた。従って、海外との資金決済は外貨建てで行うことが原則であり、人民元は基本的に中国国内でしか通用しないローカルカレンシー（地域通貨）となっていた。

しかし、昨年の世界金融危機以降、米ドルやユーロ等の主要な決済通貨の為替レートが大幅に変動し、貿易決済における為替リスクが増大したことや、中国本土と周辺諸地域との貿易量の増大により人民元建て貿易決済の要請が強まっていることへの対応として、人民元建て貿易決済の試験導入が検討されてきた。

こうした流れを受けて、今年4月の中国国務院常務会議において、上海市および広東省の広州市、深圳市、珠海市、東莞市で、対象企業を限定して、香港、マカオおよびアセアン諸国の企業との間の人民元建て貿易決済の試験導入を行うことが決定された。その後、中国人民銀行および政府各部門の計6機関が7月1日付けで「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」（以下「管理弁法」という。）を公布し、7月3日付けの実施細則とあわせて規定が明文化され、7月6日に上海市で第1号となる人民元建ての貿易決済が実施された。

(図表 1) 人民元建て貿易決済に関する経緯年表

時 期	内 容
1990 年代末～	周辺国との国境貿易における人民元決済のため、ロシア、モンゴル、ベトナム、ラオス、ネパール、キルギスタン、北朝鮮、カザフスタンとの間で自国通貨決済協定締結
2004 年 2 月	香港の金融機関（外国銀行の拠点を含む）に、個人向け人民元預金口座開設、両替取引（金額上限付き）、人民元決済クレジットカード発行業務を解禁
2005 年 11 月	香港の金融機関に、小売、飲食、旅行業等の法人に対する人民元預金口座開設と「人民元→香港ドル」への両替解禁
2007 年 7 月	中国の金融機関による香港での人民元建て債券発行解禁
2008 年 12 月	広東省と長江デルタ地帯を香港、マカオとの、また、広西チワン族自治区と雲南省をアセアン諸国との人民元決済の試行地とし、人民元建て貿易決済を一部解禁する方針を国務院が発表
2009 年 1 月	中国人民銀行と香港政府が 2 千億人民元の通貨スワップ協定に調印
〃 4 月 8 日	中国国務院が上海市と広東省内の 4 都市を人民元建て貿易決済の試行地区にすることを決定
〃 6 月 29 日	中国人民銀行と香港金融管理局が中国本土と香港間の人民元建て貿易決済の開始に向けた覚書を締結
〃 7 月 1 日	中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀行業監督管理委員会の 6 機関が連名で「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」（管理弁法）を公布
〃 7 月 3 日	中国人民銀行が「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則」を公布
〃 7 月 6 日	上海市の中国企業が香港企業との間で、管理弁法施行後初の人民元建て貿易決済を実行
〃 7 月 13 日	国家外貨管理総局が「クロスボーダー貿易人民元決済における国際収支統計申告の関係事項に関する通知」を公布
〃 8 月 25 日	国家税務総局が「クロスボーダー貿易人民元決済における輸出貨物の税還付に関する通達」を公布

(出典：中国国務院 HP、中国人民銀行 HP、時事速報、人民網、国家外貨管理総局 HP)

(2) 試行地域および試行企業

今回の人民元建て貿易決済の試験導入に際して、上海市および広東省内 4 都市の計 5 都市が、「試行地域」として選ばれた。上海市は、中国が金融センターとしての機能を強化しようとしている地域であること、また、広東省の各都市は、経済的には中国本土と異なる制度が適用されているものの中国の一部であり人民元決済の需要が高い香港、マカオとの地理的、経済的な結びつきが強いことが、それぞれ選考の理由として挙げられる。

また、試験導入の対象企業は、各地方政府の推薦に基づき、各種規定に合致し、かつ、信用状態が良好な企業か否かを中国人民銀行等の関連部門が共同で審査し、認可された「試行企業」に限定されている。現在公表されている試行企業は365社で、大手中国企業が中心であるが、日系を含む外資企業も選ばれている。

また、貿易決済の相手方については、管理弁法の規定に基づき、香港、マカオおよびアセアン諸国に所在し、試行企業と貿易取引がある企業に限定されている。

(図表2) 人民元建て貿易決済の試行地域と試行企業数(各市政府等公表に基づく)

対象地域	対象企業数	試行企業の一例
上海市	92社	宝山鋼鉄、江南造船、三菱エレベーター、富士ゼロックス、IKEA(スウェーデン)、ミシュラン(フランス)、バイエル(ドイツ)
広東省広州市	88社	LG化学(韓国)
〃 深圳市	91社	康佳集団、BYD、オムロン、エプソン技術
〃 珠海市	38社	格力電器、フィリップス(オランダ)
〃 東莞市	56社	コニカミノルタ

(出典：各市政府等HP)

(3) 人民元建て貿易決済の仕組みと取扱金融機関

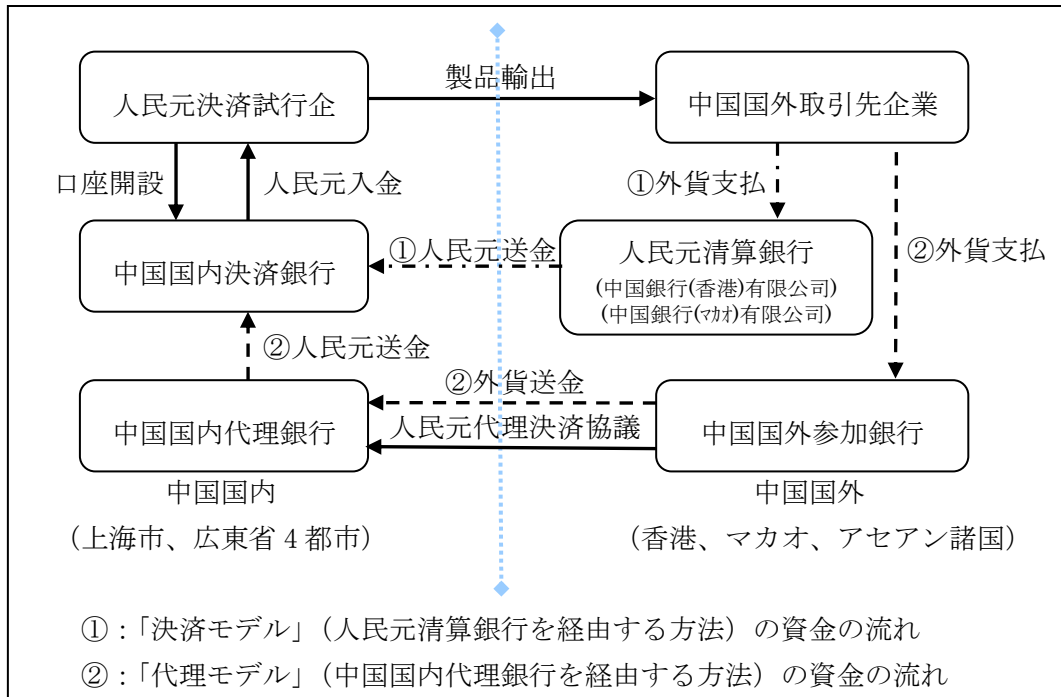
試行企業は、試行地区内にある中国国内決済銀行に人民元口座を開設することで、人民元貿易代金の受払いを行う。中国国内決済銀行は、当初は中国系銀行のみであったが、今年9月には邦銀を含む外資系銀行にも取扱いが認められた。

人民元建て貿易決済の仕組みは、人民元と外貨の兌換を行う場所によって、大きく2つの方法に分かれている。

一つは、香港およびマカオにある、中国当局が認可した「人民元清算銀行」を経由する場合で、香港またはマカオの取引先は、この人民元清算銀行に人民元口座を開設し、試行企業が口座を持つ中国国内決済銀行との間で資金決済を行なう方法で、「決済モデル」と呼ばれている。(4ページ図表3①参照)

もう一つは、中国国外の取引先が口座を開設している「中国国外参加銀行」が、中国当局が認可した「中国国内代理銀行」との間で「人民元代理決済協議」という覚書を締結し、為替業務代行の契約(コルレス契約)を結んだ上で銀行間の資金決済を行う方法で、「代理モデル」と呼ばれている。この場合、中国国内代理銀行が人民元と外貨の兌換を行い、中国国外の取引先が口座を持つ「中国国外参加銀行」と、試行企業が口座を持つ「中国国内決済銀行」との間の資金決済を代行する形となる。(4ページ図表3②参照)

(図表 3) 人民元建て貿易決済の仕組み (中国の試行企業が輸出側のケース)



(4) 人民元建て貿易決済導入のメリット

A. 為替リスクの軽減

試行企業にとっては、貿易決済にかかる為替リスクを軽減できることが最大のメリットといえる。特に、海外から原材料を輸入して中国国内販売を中心に行っている企業や、中国で原材料を調達し製品を輸出している企業にとっては、人民元建て決済による為替リスク軽減の効果が大きい。昨年の世界金融危機以降、欧米を中心とする景気後退の影響で低迷している中国国内の輸出産業にとっては、不安定な為替レートによる経営への影響を低減する効果が期待されている。

(図表 4) 製造業の調達・販売形態による為替リスク軽減効果

	原材料国内調達	原材料輸入
中国国内販売	—	効果大
製品輸出	効果大	—

B. 通関データとの照合手続軽減

従来の外貨建て貿易決済においては、税関が管理する貨物の通関データと、外貨管理局が管理する外国送金受払データとの照合を行う「核銷^{かくしょう}」とよばれる手続が必要であったが、人民元建て貿易決済ではこの手続が不要とされたことから、貿易決済の事務負担が軽減されるという効果がある。

(5) 人民元建て貿易決済実行時の手続および規制

人民元建て貿易決済を実行する際には、(4)で述べた「核銷」が不要であるほか、従来の外貨建て貿易決済とほぼ同様の規制を受けるため、図表5に示しているような手続を行う必要がある。

(図表5) 人民元建て貿易決済実行時の主な手続および規制

3. 現在までの実施状況

人民元建て貿易決済が試行開始されて5ヶ月弱が経過したが、全体として取扱高は低調である。これまでに公表された人民元建て貿易決済の実績の主なものは図表6の通りだが、2008年の中国貿易総額約18兆人民元（約230兆円）と比較すれば、現時点では極めて小さい役割しか果たしていないといえる。

対象地域と対象企業が限られていること、また、相手企業も香港、マカオ、アセアン諸国にあり、かつ決済業務取扱銀行に人民元預金口座を開設した企業に限られていること等が主な要因である。また、外貨での決済と同程度の管理を別個に行う事務負担も大きい。更には、貿易の建値（契約金額の表示通貨）を人民元にすること自体は2003年から認められていることから、人民元建ての貿易代金を決済日当日の相場で外貨に転換した上で送金を行うことにより、人民元での決済を使用しなくても実質的に為替リスクヘッジが可能であることも要因として指摘されている。

(図表6) 人民元建て貿易決済の主な実績（公表されたもの）

期 間	公表者	内 容
7月7日～ 8月31日	中国人民銀行 広東省分行副行長	・広東省内4都市での決済件数は63件、金額は4,810万人民元（約6億7千万円） ・決済相手はシンガポールの1件を除いて全て香港企業
7月6日～ 9月11日	中国人民銀行 頭取補佐	全国5都市合計で決済額は約7千万人民元（約9億8千万円）
7月7日～ 9月30日	深圳市副市長	深圳市での決済件数は48件、金額は5,812万人民元（約8億1千万円）

4. 最後に

これまで見てきたように、人民元建て貿易決済の利用はまだまだ限定的で大きな効果が現れていない状況である。

そもそも、急激な人民元建て貿易決済の増加は人民元高、米ドル安の要因となることから、中国にとっては、国内輸出産業の収支悪化や、外貨準備として保有する米国債の下落といった好ましくない影響が予測される。中国の当局関係者からも、人民元建て貿易決済の拡大は漸進的に行うとの発言が相次いでおり、企業に対して利用が積極的に促進されている状況ではない。

しかし、世界経済における中国の存在が重要度を増している中、人民元に対して、米ドルや日本円のように国際的な貿易や投資において使用される国際通貨としての役割が期待されるのは自然な成り行きであるといえる。現在、試行企業を現在の約2倍の800社に増やすことが検討されているとの報道があるほか、対象地域や取扱条件等、対外決済管理の規制緩和が進めば、人民元建て貿易決済の活用が拡大する可能性は高い。

今後も人民元の規制緩和と国際化は徐々に進んでいくものと考えられており、試行企業においては、今後中国政府が人民元による対外決済にかかる規制を一層緩和する場合に備えた準備段階という側面が強い。中国進出企業や中国企業との取引を行なっている企業においては、今後の動きに乗り遅れないよう、制度の理解を進めておくことが必要といえる。

コラム

中国建国 60 周年と上海の発展

毎年 10 月 1 日は、中国の建国記念日に当たる「国慶節」という祝日になっています。今年には 1949 年の中華人民共和国成立からちょうど 60 周年の節目となったことから、中国政府は昨年のオリンピック開催時以上とも言われるほど盛大な祝賀行事を行いました。中でもその中心イベントとして 10 年振りに北京で行われた軍事パレードの様子は、中国全土にテレビで生中継され、多くの人々が視聴しました。

パレードの中で、建国以来の主要な国家指導者 4 名の功績を讃える部分がありました。建国の中心人物である毛沢東、現在の国家主席である胡錦濤、その前任者で今も大きな影響力を持つといわれる江沢民の国家主席経験者 3 名と並んで選ばれたのは、1978 年に「改革・開放政策」を打ち出し、現在の中国の経済成長に至る道筋をつけた鄧小平でした。建国から 60 年のうち、前半の 30 年が毛沢東を中心とする「政治の時代」だったとすれば、後半の 30 年は、鄧小平の改革・開放政策によって計画経済から市場経済へと大きく舵が切られた「経済の時代」ともいえるでしょう。

また、4 名の主要指導者の一人である江沢民はかつて上海市長を経験しており、その後の国家主席時代に上海市は大きく発展しました。来年開催予定の上海万博も、江沢民が国家主席であった 2002 年に開催が決定されたものです。万博開催に向けた道路や地下鉄等のインフラ工事は現在大詰めの段階を迎えており、上海の経済的成長が目に見える形で感じられます。

万博終了後の反動による経済の落ち込みを懸念する声を打ち消すように、11 月初めには、以前から計画が公表されていた上海市へのディズニーランド建設について、中央政府が正式に認可したとの発表がありました。都市インフラの整備や輸出中心の産業構造に象徴される「ハードの時代」が一定の成果をあげて迎えた建国 60 周年の節目は、ディズニーランドのビジネスモデルや、上海市が企業誘致を進める研究開発センターや金融センター等に象徴される「ソフトの時代」へと中国経済が切り替わっていく、新たなターニングポイントとなるのかもしれない。



上海市内に掲げられた建国 60 周年を祝うモニュメント